

## 一般社団法人さいわい定款

### 第1章 総則

#### (活動理念)

一人一人の人間が、「我（が）」を捨て「和（わ）」を以て貴しと為すことで、あらゆる「災害（さいがい）」を「幸い（さいわい）」にできる人生及び社会を実現する。

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人さいわいと称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県海部郡美波町に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

#### (目的)

第3条 当法人は、各種専門家が連携して産官学民NPO等に寄り添い伴走型及び中間支援を行うことにより、わが国が抱える「社会リスク」と「災害リスク」の両方を解決し、個人・家族が幸せに暮らし続け、地域・まちが次世代にわたって継承できるための持続可能な幸福社会づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 平時から災害時の連続的なケースマネジメント及びまちづくりの推進事業
- (2) (1)号に掲げる事業に関する調査研究・技術開発・災害支援
- (3) (1)号に掲げる事業に関する計画策定・政策立案・政策提言
- (4) (1)号に掲げる事業に関する学びの場・視察研修・人材育成事業
- (5) (1)号に掲げる事業に関するネットワーク構築・交流事業
- (6) 前各号に掲げる事業に関する情報発信・普及啓発
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 社員

#### (社員の構成)

第4条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の事業を特別に支援するための個人又は団体

#### (入社)

第5条 当法人の入社についての条件は、当法人の目的に賛同するものであることとする。

- 2 社員又は会員として入社しようとする者は、理事会において別に定める様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 代表理事は、前項の者の入社を認めないときは、速やかに書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（経費の負担）

- 第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 正会員及び賛助会員は、当法人の目的達成の経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社）

- 第7条 社員及び会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

- 第8条 社員及び会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

- 第9条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 除名されたとき。
  - (5) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

（構成）

- 第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

- 第11条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（招集手続）

第14条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項があるときは、その事項
  - (3) 総会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 2 理事長は、総会の開催日の7日前までに、理事に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、総会を開催することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

コメントの追加 [fk1]: 「除く」の後に閉じカッコがない

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

~~第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。~~

~~2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印又は署名する。~~

第19条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受ける。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(開催)

第31条

理事会は、毎事業年度に3か月に1回、開催する。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(招集手続)

第33条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

~~第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。~~

~~2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。~~

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

## 第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の抛出者の権利)

第39条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の抛出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員及び会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年4月末日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

|         |      |
|---------|------|
| 設立時理事   | 井若和久 |
| 設立時理事   | 堀井秀知 |
| 設立時理事   | 天羽誠二 |
| 設立時理事   | 内野輝明 |
| 設立時理事   | 阿部知幸 |
| 設立時代表理事 | 井若和久 |
| 設立時監事   | 吉野哲一 |

(設立時の社員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

|       |      |                             |
|-------|------|-----------------------------|
| 設立時社員 | 井若和久 | 徳島県海部郡美波町西の地字西地9番地3         |
| 設立時社員 | 堀井秀知 | 徳島市城南町一丁目11番26号             |
| 設立時社員 | 天羽誠二 | 徳島県阿南市宝田町日の本214番地4          |
| 設立時社員 | 内野輝明 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中溝18番地3        |
| 設立時社員 | 吉野哲一 | 徳島市丈六町八万免57番地の10            |
| 設立時社員 | 阿部知幸 | 岩手県盛岡市津志田27地割16番地3 ペーパー205号 |

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人さいわい設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年5月15日

設立時社員 井若和久

設立時社員 堀井秀知

設立時社員 天羽誠二

設立時社員 内野輝明

設立時社員 吉野哲一

設立時社員 阿部知幸

(令和7年7月改正)

当規程は、令和7年7月12日から施行する。